

マニライフ・米国銀行株式ファンド
マニライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）
ー 足元の市場環境と今後の見通し ー

マニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

平素より「マニライフ・米国銀行株式ファンド」および「マニライフ・米国銀行株式ファンド（資産成長型）」（以下、「当ファンド」）をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

当レポートでは、足元の市場環境と今後の見通しについてご案内申し上げます。

足元の市場環境

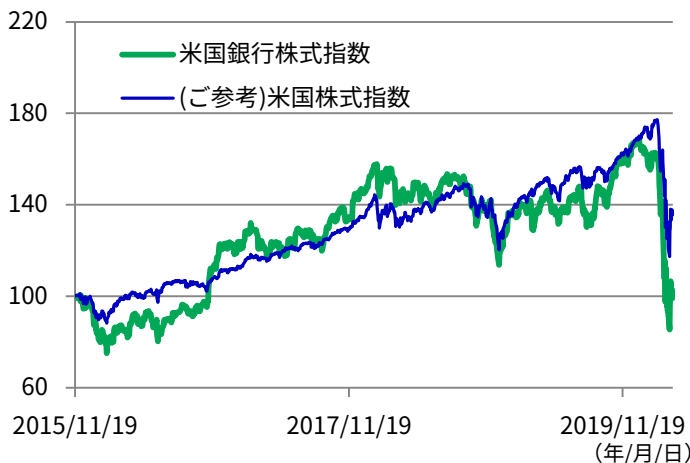
世界的に株式市場が下落する中、米国銀行株式指数も下落

2月下旬以降、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて世界経済の先行不透明感が高まる中、世界的に株式市場は大幅に下落しました。同様に米国銀行株式指数においても、銀行の収益悪化懸念が強まったことで、2月21日から3月31日にかけて約38%下落しました。

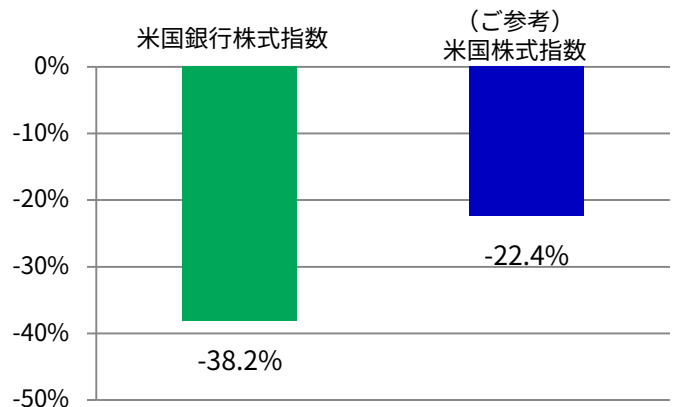
米国銀行の収益悪化が懸念される背景

- ① 利ざやの縮小懸念：投資家が比較的安全資産とされる米国国債に資金を移す動きが強まったことや、FRB（米連邦準備制度理事会）が緊急利下げを実施したことで米国国債の利回りが大幅に低下し、利ざやの縮小懸念が強まりました。
- ② 貸出残高の伸びの鈍化懸念：ウイルスの感染拡大を防ぐための入国制限やイベントの自粛などにより、商業・消費活動が抑制され、貸出残高の伸びが鈍化すると懸念が強まりました。
- ③ 不良債権の増加懸念：企業の業績悪化および信用力の低下による銀行の不良債権の増加懸念が強まりました。

米国銀行株式指数および米国株式指数の推移
(2015年11月19日～2020年3月31日、日次)



米国銀行株式指数および米国株式指数の騰落率
(2020年2月21日～2020年3月31日)



※米国銀行株式指数：S&P総合1500銀行株指数、米国株式指数：S&P500種指数（いずれも配当込み、米ドルベース）
 ※マニライフ・米国銀行株式ファンドの設定日（2015年11月20日）の前日を100として指数化
 ※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
 出所：ブルームバーグのデータをもとにマニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

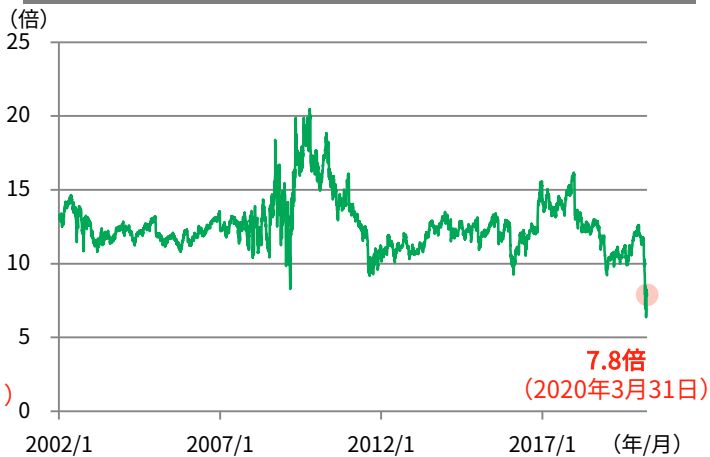
一方で下限に近づく米国銀行株式のバリュエーション

米国銀行株式市場が下落したことから、株価の割安度を示すPBR（株価純資産倍率）やPER（株価収益率）も低下しています。3月31日時点のPBRは0.8倍と企業の解散価値の水準を示す1倍を下回る水準となっています。予想PERは7.8倍と、過去の水準と比べても下限に低い水準となっています。

米国銀行株式指数のPBRの推移
(2002年1月2日～2020年3月31日、日次)



米国銀行株式指数の予想PERの推移
(2002年1月2日～2020年3月31日、日次)



※米国銀行株式指数：S&P総合1500銀行株指数

※予想PERは赤字企業を除いて算出したもの。

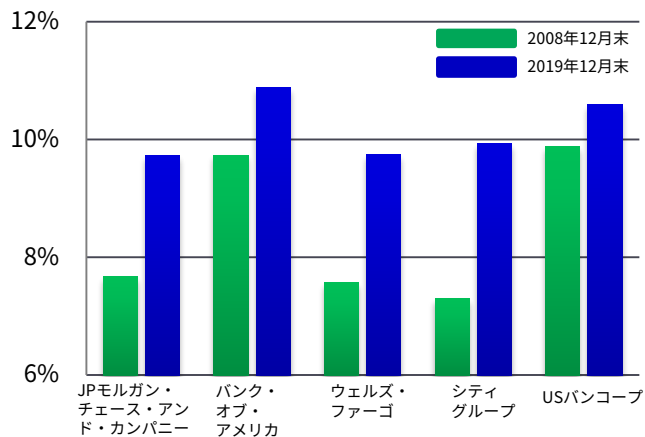
※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとにマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

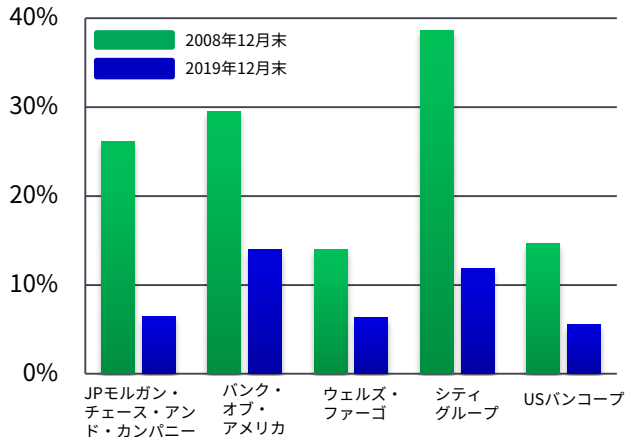
米国銀行のファンダメンタルズは健全

足元の米国銀行株式のバリュエーションは前述のとおり、2008年の金融危機時の水準にまで低下していますが、銀行のファンダメンタルズに目を向けると、銀行の健全性を示す自己資本比率や総債務に占める短期債務比率の水準は2008年の金融危機以降改善しており健全化が進んでいると考えます。

米国の主要銀行の自己資本比率



米国の主要銀行の短期債務/総債務比率



※上記個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券の取得勧誘や売買推奨をするものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。また、当ファンドへの組入れを示唆・保証するものではありません。

※自己資本比率は、貸借対照表上の純資産÷総資産で算出。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

出所：ブルームバーグのデータをもとにマニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社が作成

今後の見通し

健全なファンダメンタルズと割安なバリュエーションが下支え

米国の銀行は2008年の金融危機以降、財務体質を強化してきたことで健全化が進んできましたが、新型コロナウイルスの影響によって経済活動が縮小し、利ざやの縮小や貸出残高の伸びの鈍化、不良債権の増加による貸倒引当金の積み増しなどによって短期的に収益が圧迫される可能性があります。

一方で住宅ローンを手掛ける米国銀行にとっては、今後1、2四半期において低金利に伴うローンの借り換え需要の高まりを背景に手数料収入の増加が期待できると考えています。

当社では経済活動の縮小は一過性のものと想定しており、いずれ感染拡大が終息する局面では、再び米国経済の底堅い成長を受け、健全なファンダメンタルズを基盤に米国の銀行は収益成長が期待できると考えています。

加えて足元のバリュエーションは割安な水準にあると考えられることから、中長期的には米国銀行の株価を下支えすることが期待できます。

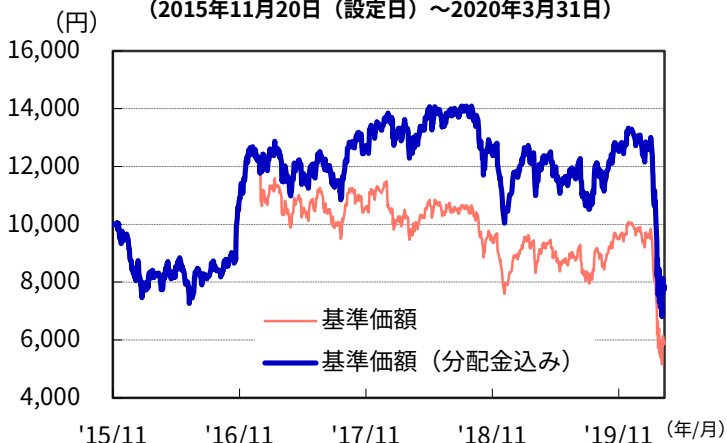
当ファンドでは引き続き中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に選別的に投資してまいります。

今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

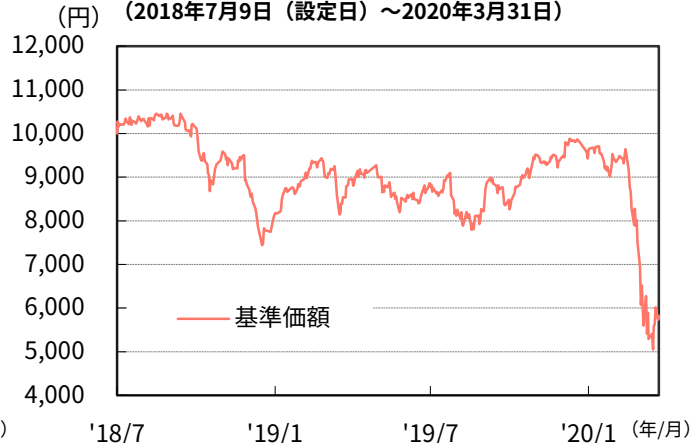
※将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。

設定来の基準価額の推移

＜マニライフ・米国銀行株式ファンド＞
(2015年11月20日(設定日)～2020年3月31日)



＜マニライフ・米国銀行株式ファンド(資産成長型)＞
(2018年7月9日(設定日)～2020年3月31日)



※基準価額、基準価額(分配金込み)は、信託報酬等控除後の1万口当たりの値です。

※基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。また、換金時の費用、税金等は考慮していません。

※当該運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

マニュアル・米国銀行株式ファンド／マニュアル・米国銀行株式ファンド（資産成長型） （愛称：アメリカン・バンク）

ファンドの特色

① 主として米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

- ・ 個別企業の調査・分析を重視したボトムアップ・アプローチにより、銘柄選択を行います。
- ・ 銀行の資本構成、資産の質、経営陣の能力、収益率、流動性および金利感応度などを精査し、中長期的に持続的な成長が見込めると判断される米国の銀行・金融機関の株式に投資を行います。

② マニュアル・インベストメント・マネジメント（US）LLCが運用を担当します。

- ・ マニュアル・インベストメント・マネジメント（US）LLCは、グローバル金融サービスを提供するマニュアル・ファイナンシャル・コーポレーション傘下の資産運用会社です。

③ 「マニュアル・米国銀行株式ファンド」

3か月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。

- ・ 毎年1、4、7、10月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

「マニュアル・米国銀行株式ファンド（資産成長型）」

年1回決算を行います。

- ・ 毎年7月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。マニュアル・米国銀行株式ファンド（資産成長型）については、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ・ 外貨建ての株式等への投資にあたっては為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

■基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 一度に相当額の一部解約の申込みがあった場合や、市場環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有有価証券等を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさなかった場合も同様です。

お申込みメモ ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。（詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。（詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。）
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額（解約価額＝基準価額－信託財産留保額）とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金 申込不可日	・ニューヨークの銀行休業日 ・ニューヨーク証券取引所休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
信託期間	2026年7月21日まで（マニュアル・米国銀行株式ファンド：2015年11月20日設定／マニュアル・米国銀行株式ファンド（資産成長型）：2018年7月9日設定）
繰上償還	純資産総額が30億円を下回った場合等の事由によっては、繰上償還となる場合があります。
決算日	マニュアル・米国銀行株式ファンド：毎年1、4、7、10月の各20日（休業日の場合は翌営業日）とします。 マニュアル・米国銀行株式ファンド（資産成長型）：毎年7月20日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。（販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。） ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」をご覧ください。

ファンドの費用 ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.3%（税抜3.0%） を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。（詳細は販売会社にお問い合わせ下さい。）
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.2% を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 （信託報酬）	毎日のファンドの純資産総額に 年率1.87%（税抜1.70%） を乗じて得た額とします。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="3">＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）＞</th> </tr> <tr> <th colspan="3">信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率 0.86%</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率 0.80%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率 0.04%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table>	＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）＞			信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			委託会社	年率 0.86%	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率 0.80%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
＜運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）＞																
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率																
委託会社	年率 0.86%	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価														
販売会社	年率 0.80%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価														
受託会社	年率 0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価														
その他の費用・ 手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、毎日のファンドの純資産総額に対して、合理的な見積率（ 上限年率0.2%（税込） ）を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。組入の有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。															

※ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社（設定・運用等） 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第433号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（信託財産の保管および管理等）
販売会社	次ページ以降の販売会社一覧をご覧ください。（受益権の募集の取扱い等） ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。
運用権限の 委託先会社	マニュアル・インベストメント・マネジメント（US）LLC（投資運用業等）

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会	取扱ファンド	
			マニライフ・米國銀行株式ファンド	マニライフ・米國銀行株式ファンド (資産成長型)
エイチ・エス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第35号	日本証券業協会	○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
極東証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第65号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第121号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長 (金商) 第20号	日本証券業協会	○	
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長 (登金) 第3号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第195号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	○	
藍澤証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第6号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第6号	日本証券業協会	○	○
株式会社三重銀行 (インターネットバンキング 専用)	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第11号	日本証券業協会	○	
浜銀 T T 証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第1977号	日本証券業協会	○	
株式会社第三銀行	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第16号	日本証券業協会	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第24号	日本証券業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第165号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第53号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長 (金商) 第140号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
ほくほく T T 証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長 (金商) 第24号	日本証券業協会	○	
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長 (金商) 第15号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第152号	日本証券業協会	○	
大和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第108号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長 (登金) 第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	○	

販売会社名	登録番号等	加入協会	取扱ファンド	
			マニュアル・米国銀行株式ファンド	マニュアル・米国銀行株式ファンド(資産成長型)
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	日本証券業協会	○	
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	○	○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長(金商)第37号	日本証券業協会	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号	日本証券業協会	○	○
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	○	○
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号	日本証券業協会	○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	日本証券業協会	○	○
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	日本証券業協会	○	
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会	○	

ご留意いただきたい事項

- 当資料は、マニュアル・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した販売用資料です。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。
- 投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預貯金と異なり元本や利回りの保証はありません。銀行などの登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当資料は、信頼できると判断した情報に基づいておりますが、当社がその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の記載内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- 当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- 当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社がこれらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- 当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- 当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。